

報告第8号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

専決第3号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月30日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和8年2月19日午前11時頃、市道708号線、幸手市中5丁目8番2号地先にて、左折しようとしたところ、車を寄せすぎてアパートのブロック塀に接触し損傷させたものである。

3 損害賠償額

金49,500円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

物件損害一切	49,500円
合 計	49,500円